



第6章

計画の推進



本計画の実効性を確保するため、計画推進の核となる市民・事業者・行政による「良好なパートナーシップ^{*}」を形成するとともに、点検・評価及び改善が行われる体制を整備し、本計画の推進を図っていくこととします。

このことから、下記の推進組織を設置し、計画の進行管理を行います。

(1) 五泉市環境審議会

五泉市環境基本条例第22条で定める環境審議会は、市民、識見を有する者、関係行政機関の職員などにより構成し、年次報告書や計画の見直しに対して、専門的見地から審議を行います。

すでに平成18年度に設置され、本計画の策定に関する審議を行いました。



環境審議会

(2) [仮称]五泉市水と緑のまちづくり環境協議会

環境を重視したまちづくりを進めるためには、市民・事業者・行政が、お互いの役割を理解・尊重したうえで、推進していく必要があります。これを踏まえ、「各主体によるパートナーシップ組織」を立ち上げ、計画への取り組みに対して点検・評価を行い、行政の施策及び事業の実施状況についての意見や提言を行います。また、行政との協働^{*}事業等の実施主体として活動します。

本計画の策定時に設置された「まちづくり環境会議」と「庁内策定調整委員会」に、新たな事業者及び市民団体等を加えて構成します。

(3) [仮称]五泉市環境対策推進本部

全庁の横断的組織として、環境の保全及び創造に係る施策を調整・推進し、本計画の進行管理を行います。また、[仮称]五泉市水と緑のまちづくり環境協議会による取り組みへの点検・評価や、それに基づく年次報告書に対する環境審議会及び市民・事業者の提言等を踏まえ、計画の見直し及び改善を指示します。

市長を本部長、副市長と教育長を副本部長とし、本計画の策定時に設置された「庁内策定委員会」委員を本部員として構成します。

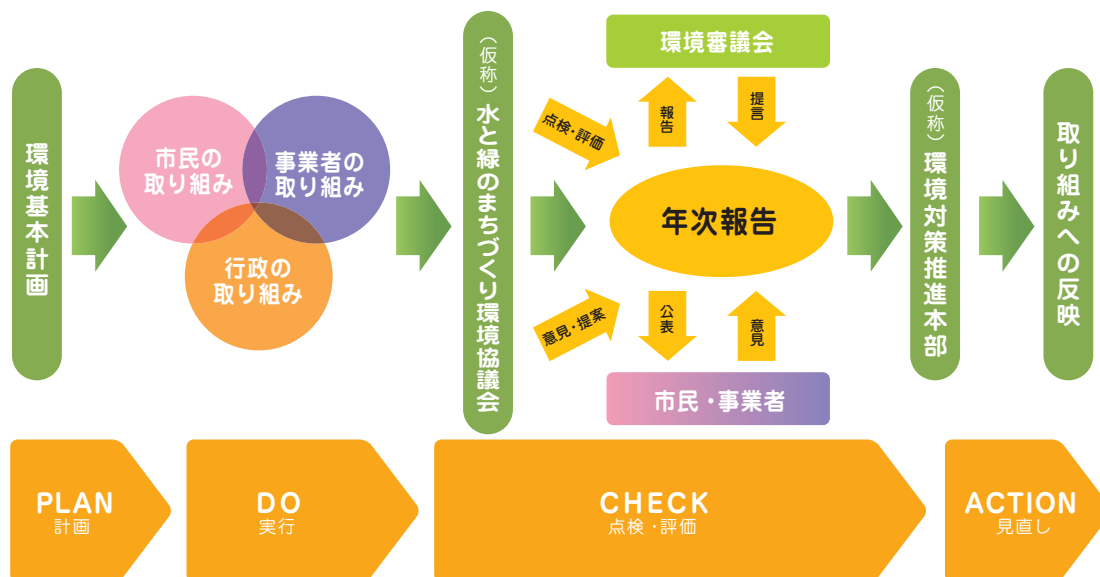
2. 計画の進行管理



本計画の実効性を確保していくためには、計画の進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させる仕組みが重要です。そこで、本計画の進行管理はPDCAサイクル^{*}により行います。このサイクルは1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や社会経済情勢等の変化など、必要に応じて計画全体の見直しも行います。



■PDCAサイクルによる進行管理のイメージ



■進行管理の流れ

